

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

当期積立額		1	円	翌期	中部国際空港整備準備金の金額	11	円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2		繰越金	均等益金算入額	12	
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3			均等益金算入額の計算 (12) × —	13	
	空港用地取得の積立限度額	4		算入の額	同上以外の場合による益金算入額	14	
空港用地取得の積立限度額	5		計 (13) + (14)		15		
積立限度額	積立限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時ににおける中部国際空港用地の帳簿価額)	4		計	当期積立額のうち損金算入額 (10)	16	
	積立限度基準額 $(4) \times \frac{1}{10}$	5			期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17	
積立限度額	積立限度基準額残額 (4) - ((11) - (14))	6		貸借対照表	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
	所得基礎	7			差引 (18) - (17)	19	
「10」欄				貸借対照表	借対照表の取崩不足額 (19) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20	
中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合					立限度超過額 (1) - (9)	21	
積立限度額	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額	9		差額の明細	当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22	
	当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額	10			前期末における差額 (前期の(19))	23	

別表十二(十二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分